

## 遠隔研修における研修動画の再利用について

独立行政法人 国際協力機構  
北海道センター（札幌）

遠隔研修では、講義を補完するために電子データ等で配布される資料（研修教材）の他に、講師による講義を録画した動画、講義を録画したうえで編集・加工した動画、視察の代替となる動画等の教材（以下「研修動画」という。）が作成されている。それらの研修動画について、過去に作成したものを再度利用する場合の取扱いにつき、下記1のとおりとする。

## 記

**1 研修動画を再利用する場合の取扱い**

過去に作成した研修動画を、その後の遠隔研修で再利用する場合の取扱いは以下のとおりとする。以下に記載のない事項については、各コースの内容に応じて、以下の事項との類似性を JICA 北海道（札幌）で判断し取扱う。

- (1) 研修動画が講義を代替するものとみなされる場合（動画単独視聴で成り立つ講義の場合）、講師は、研修員からの質問対応や研修員の学習内容へのフィードバックを実施すると考えられる。それらへの対応、あるいは質問等に備えて準備する時間への対価として、講師に対し動画再生時間に応じて検討会等参加謝金を支払うことができる。

結果として上記フィードバックが生じなかった場合も、下記2のとおり、研修員へのフィードバックを依頼しているならば、準備する時間への対価として、講師へ動画再生時間に応じて検討会等参加謝金を支払うことができる。

なお、動画再生時間について、30分以下の場合は時間単価の1/2、30分超1時間未満の場合は1時間とみなす。

- (2) 研修動画のうち講師の有する専門性に依拠する程度の低いもの（例：視察の代替動画）については、受託者にて質問対応が可能と想定されるため、検討会等参加謝金支払い対象外とする。
- (3) 業務従事者が講師として講義した研修動画の場合、同一時間帯に検討会等参加謝金と業務人件費を重複して支払うことは不可とする。
- (4) 検討会等参加謝金の単価は、研修動画作成時の単価を使用する。
- (5) 検討会等参加謝金を講師の所属機関へ支払う場合は、講習料の半額とする。
- (6) 新規に作成した研修動画を利用する場合も、上記(1)から(5)を適用する。

**2 前提条件**

講義を研修動画で代替する場合、（一方向の）動画と（双方向の）質問対応・フィードバックの相乗効果により研修効果が確保されることが考えられる。講師が研修員の質問に対応することは重要であり、また必要である。そして、そのために必要な費用を支払うことは妥当と判断し本取扱いとしているため、研修動画の利用にあたり検討会等

参加謝金を支払う場合、講師へ上記フィードバックへの対応や、質問等に備えて準備を行うよう依頼すること。

### 3 適用日

適用日は、2021年4月30日以降に実施する研修とする（上記1（6）は2021年5月21日以降実施する研修から適用）。当該研修コース自体が同日以前に開始していたとしても、同日以降に実施する研修（講義）は適用対象とし、既に契約済みの場合は精算時に支払い可能とする。

ただし、同日前に終了した研修（講義）に対する遡及適用は行わないものとする。

### 4 その他

一定期間を経て事例を蓄積し、必要に応じて運用方法を見直すこととする。

以 上